

今までの福祉は、高齢や障害あるいは低所得といった個別の課題に対する支援というかたちで取り組まれることを基本としていました。ひとりの人に対する課題ごとのカテゴリーによった対応の仕方であったということもできます。こうした福祉を支えた制度が措置制度であり、供給者主体のサービス提供の仕組みでした。戦後のわが国の福祉を築いたこれらの制度がそれなりの成果を生み出したのも紛れもない事実です。

しかし、こうした支援を受けるには、その当事者にとってはある程度の決意を必要とするほどの、専門的かつ特別なものとして受け止められていた感があったのは否めません。同時にそれは、人としての尊厳や自己決定の尊重、さらには生活の質に着目した豊かさの創造という今日的課題においては限界があったと言わざるを得ません。

これからは、市民一人ひとりがさまざまな課題を持ちながらも、孤立することなく、地域社会の構成員の一員として生きていくことが保障されなければなりません。そのためには今後、どのような取り組みが必要になってくるのでしょうか。従来の行政サービスをはじめとする一方通行的サービスだけでは、その人の、その課題のみについては救済することができても、上に述べたようなその人へのトータルな支援にはつながりません。

本章ではそうした課題に応える地域福祉の推進について、本市における取り組みの体制的な方向性を明らかにします。